

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年1月14日

【会社名】 株式会社アイロムホールディングス

【英訳名】 I'rom Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 豊隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目14番37号

【電話番号】 03(3264)3148

【事務連絡者氏名】 取締役社長室長 谷田 洋平

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目14番37号

【電話番号】 03(3264)3148

【事務連絡者氏名】 取締役社長室長 谷田 洋平

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 55,545,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 5,137,545,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第 6 回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	21,000個（新株予約権 1 個につき100株）
発行価額の総額	55,545,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき2,645円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり26.45円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年 1 月30日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都千代田区富士見二丁目14番37号 株式会社アイロムホールディングス 社長室
払込期日	平成27年 1 月30日（金）
割当日	平成27年 1 月30日（金）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 飯田橋支店

- (注) 1. 第三者割当により発行される株式会社アイロムホールディングス第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行は、平成27年 1 月14日（水）開催の当社取締役会決議に基づくものであります。
2. 申込方法は、新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結するものとし、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 割当日までに本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,100,000株、割当株式数（別欄「新株予約権の目的となる株式の数」欄第 1 項に定義する。以下同様とする。）は100株で確定しており、株価の下落により行使価額（別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項に定義する。以下同様とする。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準：本欄第 4 項を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、下記「6. 本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。</p>
--------------------------	---

	<p>3. 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限：行使価額は1,452円（但し、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする</p> <p>5. 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,100,000株（平成27年1月14日現在の発行済株式総数に対する割合は20.58%）、割当株式数は100株で確定している。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。</p> <p>6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：3,049,200,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は2,100,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」といいます。）は100株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初2,420円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 (1) 本欄第3項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。</p>

- (2) 行使価額は1,452円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第4項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第4項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本欄第4項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第4項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第4項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \text{より当該期間内に} \text{付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本欄第4項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第4項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	5,137,545,000円 (注) すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が修正された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年1月30日(本新株予約権の払込完了以降)から平成29年1月29日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイロムホールディングス 社長室 東京都千代田区富士見二丁目10番2号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 飯田橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,645円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>(2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,645円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的及び理由

事業環境

当社グループの主な取引先である製薬業界におきましては、少子高齢化に伴う医療費抑制策を反映した公定薬価の引下げ及びジェネリック医薬品の普及等に伴い医薬品価格が下落傾向にある一方で、高齢化の進行ならびに生活習慣病の増加等を背景に需要が増加し、緩やかな市場拡大が続いております。また、大手製薬企業の中には、再生医療技術の実用化やアンメットメディカルニーズの高い疾病領域への進出の動きがあることに加えて、国内市場の飽和を背景とした新興国地域における販売網の拡大ならびに海外企業の買収による規模の拡大と研究開発力の強化が図られております。

S MO(治験施設支援機関)業界におきましても、製薬業界及び医療機関のニーズにこたえるため、治験の効率化・迅速化に加え多様な疾患領域へのきめ細やかな対応や、企画提案に基づいた課題解決型のサービスの提供が求められております。

新規事業の進展

こうした状況において、当社グループは新薬開発のための治験支援事業であるS MO事業に注力する中、医療に関わる新たな事業を展開しています。その新規事業としてはC RO分野と先端医療分野が中心となります。

まず、これまでのS MO事業での知見・実績をもとに、製薬企業をはじめ、大学やA ROなどのニーズに対応して被験薬をヒトに対して世界で初めて投与する試験であるfirst in human (FIH) 試験やモニタリング・データマネジメント業務等、医師主導治験・臨床研究等の包括的な開発支援のためC RO(開発業務受託機関)事業分野へ事業の拡大を目指した基盤構築を進めています。アジア・オセアニア地域においては臨床研究/臨床試験に関わる企業との戦略的パートナーシップを強化することにより、日系企業の海外治験を強力に支援しています。

また先端医療分野では、治療用の遺伝子を特定の臓器・組織に運搬し、効果的に標的細胞内へ導入する働きを持つ独自に開発したセンダイウイルスベクター(1)技術を持つディナベック株式会社(茨城県つくば市大久保6 代表取締役会長 森 豊隆) 以下、「ディナベック」といいます。)において、再生医療・遺伝子治療に取り組んでいます。

再生医療では、ディナベックが大日本住友製薬株式会社(大阪市中央区道修町2-6-8 代表取締役社長 多田 正世 以下、「大日本住友製薬」といいます。)に 眼疾患領域および神経系疾患領域において、センダイウイルスベクター技術を用いた臨床用iPS 細胞(2)および分化させた細胞の作製、研究開発、製造、販売等を行う実施権を許諾しました。またGMP(3) 基準に適合したセンダイウイルスベクターを作製し、提供しました。加えて京都大学iPS 細胞研究所(所在地: 京都市、所長: 山中 伸弥、以下、「CiRA」といいます。)とディナベックは、iPS 細胞から簡便に創薬研究用疾患標的細胞を分化誘導する方法を開発する共同研究を始めています。本共同研究では、ディナベックはiPS 細胞からの分化誘導に必要な転写因子を搭載したセンダイウイルスベクターを作製し、またそのために必要なベクター改良を行います。また今後は、GMP基準に適合したベクター(以下、「GMPベクター」といいます。)を広く販売するとともに、臨床用iPS 細胞作製技術特許の実施許諾先への提供を見込んでいます。

遺伝子治療では、国際エイズワクチン推進構想(米国ニューヨーク市 IAVI: International AIDS Vaccine Initiative) によるエイズ予防ワクチンの第 相臨床試験においてルワンダ、ケニア及び英国で被験者への投与が完了し、抗エイズウイルス免疫能の亢進の有無の解析が行われています。本製剤は、わが国においてディナベック、国立感染症研究所(東京都新宿区戸山1-23-1 所長 渡邊 治雄) および東京大学医科学研究所(東京都港区白金台 4-6-1所長 清野 宏) が製剤化に向けた共同研究を行ってきたものです。また、ディナベックが研究開発をしてきた虚血肢治療製剤(開発コード: DVC1-0101) についてオーストラリアで臨床試験を開始します。がん樹状細胞増幅技術につきましても、技術導出先の株式会社メディネット(神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12 代表取締役会長兼社長 木村 桂司、以下、「メディネット」といいます。)との共同作業が進み、がんの免疫細胞治療の安全性を担保しながらより効果的な治療の実現に向けて開発を進めております。メディネットが保有する樹状細胞の活性化・加工技術に、ディナベックが保有する増幅技術を加えることで、より効果的な治療技術を患者様に提供することが可能になります。

今後の事業基盤強化

このような事業環境における新規事業の進展をさらに加速するため、当社グループは先端医療分野を中心に次のような事業推進・基盤強化を行います。

まず、先端医療事業分野の再生医療において、当社グループはiPS細胞等作製のためのGMPベクター製造設備を建設します。これは近年の再生医療研究の目覚ましい進歩とわが国における「薬事法等の一部を改正する法律」並びに「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の制定・施行等を背景に、再生医療の早期実現を目指すユーザーの方々からGMPベクターを用いた臨床開発を行いたいとの強いご要望にお応えするものです。またディナベックは研究開発を通じて免疫細胞治療に関する様々な治療技術及び患者様から取得した樹状細胞を増幅する技術を保有しておりますが、これらの技術を用いた再生医療・細胞治療等向けの自社研究開発・製造施設を建設するとともに製品開発を行います。

次に、遺伝子治療において、遺伝子医薬品等の臨床試験を推進します。虚血肢治療製剤について既に非臨床試験段階で有意な結果が得られており、これをもとにして当社グループの海外ネットワークを活用した国際共同開発を進めます。またエイズ予防ワクチンについて、このほど終了した第 相臨床試験の結果を受けて、次ステップの開発を進めます。

さらには、グループ全体の強みをより発揮し、当社グループの事業を推進していく上で貴重な財産である人材につきましても、その確保及び育成を強化するとともに、事業補完性の高い企業との資本提携(M & A)を進めていきます。

以上のような事業計画を迅速に実行するため、機動的且つ株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。

なお、当社は本新株予約権の発行と同時に、マコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」といいます。)に対して、一定の前提条件の充足を条件として、総額5億円の無担保社債(詳細は下記第2 売出要項 募集又は売出しに関する特別記載事項 を参照)を発行することを決議しています。

1. センダイウイルスベクター

ベクターとは治療用の遺伝子を特定の臓器・組織に運搬し、効果的に標的細胞内へ導入する働きを持つ物質のことで、中でも、ディナベックが独自に開発した「センダイウイルスベクター」は、従来のベクターとは全く概念が異なる RNA を骨格とするもので、臨床研究や動物実験を通じ安全性の高さが確認されている他、遺伝子医薬品やバイオ製品分野での利用に高い信頼性と実績を有しております。

2. iPS 細胞

Induced Pluripotent Stem Cell(人工多能性幹細胞) のことであり、体細胞に特定の遺伝子を導入することにより樹立される、ヒト等の動物のあらゆる組織、細胞に分化する能力を持つ幹細胞のことで、

3. GMP

Good Manufacturing Practice のことで、医薬品や医療機器の安全性を確保するために、製造設備とその管理、品質管理、製造管理について製造業者が守らなくてはならないことを明確にした基準のことで、厚生労働省による省令によりその基準が示されております。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。また、上記「(1) 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して無担保社債(以下、「本社債」といいます。)を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は平成27年1月30日以降、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は2,100,000株となり、当社の発行済株式総数10,203,665株を分母とする希薄化率は20.58%となる見込みです。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「(4) 資金調達方法の特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、下記「(4) 資金調達方法の特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 資金調達方法の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した資金調達が実現できず、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームには、以下に記載するメリットがあるほか、本社債の発行により5億円をアップフロントで調達でき、それにより、収益機会の拡大を実現するとともに、財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

[メリット]

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、2,100,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

取得条項による買入消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

行使請求の拒絶

当社は、本新株予約権の行使請求を拒絶し、割当予定先の本新株予約権の行使を停止すること(注1)ができます。これによって当社は、株価が当初の行使価額を大幅に上回って上昇した場合には、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、かつ、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

(注1) 行使請求拒否権

当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる(以下「指定期間」という。)ようになっております。1回の指定期間は20連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により指定期間の通知を行います。ただし、以下の全ての条件が満たされている場合とされています。

(i) 割当予定先が保有した当社の未償還の社債が残存していない場合、及び

(ii) その時点において、株式購入保証期間(下記「株式購入保証」に記載しております。)が設定されていない場合

株式購入保証

本買取契約において、行使期間中、当社は、(i)当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を適用する日を指定すること、及び()ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、1回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。

また、株式購入保証期間において、割当予定先は、当社が当該株式購入保証期間を開始する日に先立つ20取引日間の当社株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の日次平均売買代金を基準

に、下表の記載に従って行使保証金額が決定されることになっております。また、当該株式購入保証期間内に本新株予約権を、その裁量で一回又は複数回に分けて行使するものとされます。

当社株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の日次平均売買代金	行使保証金額
8億円超	20億円
6億円超から8億円以下	15億円
4億円超から6億円以下	10億円
3億円以上から4億円以下	7.5億円
3億円未満	0円

但し、(i)ある株式購入保証期間の初日において上表における各行使保証金額を下回る数の本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、()ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得事由に定める取得日又は本買取契約に基づく取得請求権(注2)による取得日のいずれかの日(以下「早期終了日」といいます。)が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において上表における各行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、株式購入保証期間内で一定の条件を満たした取引日のことであり、一定の条件とは、以下の全ての事由が存在しない取引日のことをいいます。なお、株式購入保証期間内においては、適格取引日にもみ権利行使をすることができます。

- ・東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額に1.08を乗じた額以下である場合
- ・東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から8%以上下落している場合
- ・当社普通株式の株式購入保証期間内における取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、1.25億円以下である場合
- ・株式購入保証期間内における取引日が上記「行使請求の拒絶(注1)行使請求拒否権」に記載した割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間に該当する場合
- ・株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が、当該行使が効力を生じた日から3取引日(但し、かかる取扱いが実務上難しい場合には、4銀行営業日後の日とします。)を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合
- ・割当予定先による行使が、制限超過行使(本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点で公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。)又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項本文所定の制限に該当する場合
- ・本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合、及び
- ・当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合
- ・理由の如何を問わず、割当予定先が当社普通株式に係る借株を得られない場合(当社普通株式の貸主から貸株の返還を求められた場合を含みますがこれに限られません。)

(注2) 取得請求権

本買取契約には、いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成27年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(1,210円)(但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額の50%とするものとし)を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の売買出来高が、平成27年1月14日(なお、同日は含みません。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高である400,600株(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとし)の50%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5営業日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、かかる事由が発生してから30営業日以内に(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と

同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する旨の取得請求権が定められます。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本条に基づき当社が割当予定先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されません。

[デメリット]

当初資金調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回り、当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社が行使価額を修正した場合においても、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を機関投資家及び市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の市場での売却により当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が取得請求権(注)を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

不特定多数の投資家へのアクセスへの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るといった点において限界があります。

[本新株予約権のその他特徴]

本買取契約には、以下の内容が含まれます。

エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意する予定です。但し、i.当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに .当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)を除きます。

優先交渉権に関する条項

(i)本新株予約権の行使期間の満了日、()当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、()当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び()本買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)もしくは当社に取得させることができる証券(権利)、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得させることができる証券(権利)、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を当社が第三者に対し発行(当社普通株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。)しようとする場合(但し、i.当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び .当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)を除きます)には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認するものとし、割当予定先が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者を加えて、割当予定先に対して同条件にてかかる証券(権利)を発行することに合意する予定です。

解約条項

割当予定先は、(i)本買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、()国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、本買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する本株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、()割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその

具体的なおそれがある場合、()割当予定先が本買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、()当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合、もしくは、表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、()別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生した場合、当社が本新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を15取引日以内に取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損失を補償する旨を合意する予定です。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、第三者割当増資、株主割当等の資金調達方法を検討いたしました。

今回の資金使途のほとんどが先端医療分野における高度技術開発を伴う設備投資・製品開発等といった成長分野での長期的投資です。従って、資本の調達は新規の借入れによる資金調達に比して資金使途特性により適合するものと判断いたしました。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、行使率及びその結果としての資金調達額が不透明であることといったデメリットがあるため、同様に資金調達方法の候補から除外しております。第三者割当方式での新株式の発行では、短期間で当社の求める資金調達時期に当社の求める株価水準で割当先となる適切な投資家を見つけることが困難であると判断しております。

また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項のディスカウント率は、本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ8%といたしました。

なお、当社は、上記の通り、マコーリー・バンク・リミテッドに対して本新株予約権の発行に先行し社債買取契約を締結し本社債を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があるため、本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となることから、本新株予約権の発行と同時に決議をいたしました。なお、本社債で調達した資金は、資金使途の一部に充当することを予定しております。また、本社債未償還額が残存し、本新株予約権の行使が進まずに本社債の償還を求められた場合には、手元資金によって償還する可能性があります。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由(4) 資金調達方法の特徴」に記載した内容が含まれます。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社の代表取締役社長である森豊隆との間で、平成27年1月30日から平成29年1月30日までの期間において当社普通株式100,000株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。
割当予定先は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
6. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際し

て出資の目的とされる金銭の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

7. 新株予約権証券の発行

[当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。]

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
5,137,545,000円	7,000,000円	5,130,545,000円

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(55,545,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(5,082,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等1,000千円、弁護士費用(本件スキームに関する法的助言、開示資料等のリーガルチェック他)3,000千円、新株予約権の公正価値算定費用1,500千円、開示資料作成アシスト費用1,500千円からなります。
4. 払込金額の総額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間
・ 本社債償還資金 (参考: 本社債の資金使途) 先端医療 iPS細胞等作製のためのGMPベクター製造設備 の建設	500	(本社債償還資金の支出時期) 平成27年2月～平成29年2月 (本社債の資金支出時期) 平成27年4月～平成30年3月
・ 再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製 造施設の建設並びに再生医療・細胞治療等 製品の開発	2,700	平成27年4月～平成30年3月
・ 遺伝子医薬品等の臨床試験推進	1,330	平成27年4月～平成30年3月
全般 ・ 事業推進人材の確保	100	平成27年4月～平成30年3月
・ M & A 資金	500	平成27年4月～平成30年3月

(注) 本新株予約権による資金調達により調達した資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座において管理いたします。

i. 本社債償還資金

本新株予約権の行使により調達した資金については、を社債未償還額が残存する限り、本社債の償還資金として使用いたします。本社債500百万円(詳細は下記第三部 参照情報 第2 参照書類の補充情報 記載の2 主要な設備の状況 (1) 重要な設備の新設等を参照)は平成27年4月以降、前述のiPS細胞等作製のためのGMPベクター製造設備の建設資金に優先して充てたいします。また、資金の使用時期等については、その時点の当社を取り巻く事業環境や業務上の必要性を勘案し、適切に判断していく予定であります。また、本社債未償還額が残存し、本新株予約権の行使が進まずに本社債の償還を求められた場合には、手元資金によって償還する可能性があります。

(参考: 本社債の資金使途)

iPS細胞(1)等作製のためのGMP(2)ベクター製造設備の建設

当社が平成26年9月30日付「当社会社による臨床用 iPS 細胞作製技術の大日本住友製薬株式会社への特許実施許諾契約に関するお知らせ」において公表しているとおり、当社の連結子会社であるディナベックは大日本住友製薬に対して、眼疾患領域および神経系疾患領域において、ディナベックが所有するセンダイウイルスベクター(3)を用いた核初期化法によりヒト再生医療用途の臨床用 iPS 細胞を作製する技術を用いた臨床用 iPS 細胞および分化させた細胞の作製、研究開発、製造、販売等を行う実施権を許諾するとともに、大日本住友製薬に GMP ベクターを作製し提供しています。これを端緒として今後は再生医療等を目的とする細胞作製

に必要とされるGMPベクターをより広く提供してゆくため向こう5ヶ年で約900百万円の支出を想定しており、今回調達する資金のうち約500百万円(詳細は下記第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 記載の2 主要な設備の状況(1) 重要な設備の新設等を参照)を当該GMPベクターを作製する施設の製造エリア整備・機器調達等に充当する予定であります。

1. iPS細胞

Induced Pluripotent Stem Cell(人工多能性幹細胞)のことであり、体細胞に特定の遺伝子を導入することにより樹立される、ヒト等の動物のあらゆる組織、細胞に分化する能力を持つ幹細胞のことです。

2. GMP

Good Manufacturing Practiceのことで、医薬品や医療機器の安全性を確保するために、製造設備とその管理、品質管理、製造管理について製造業者が守らなくてはならないことを明確にした基準のことで、厚生労働省による省令によりその基準が示されております。

3. センダイウイルスベクター

ベクターとは治療用の遺伝子を特定の臓器・組織に運搬し、効果的に標的細胞内へ導入する働きを持つ物質のことです。その中でも、ディナベックが独自に開発した「センダイウイルスベクター」は、従来のベクターとは全く概念が異なるRNAを骨格とするもので、臨床研究や動物実験を通じ安全性の高さが確認されている他、遺伝子医薬品やバイオ製品分野での利用に高い信頼性と実績を有しております。

・再生医療・細胞治療等向け研究開発及び製造施設の建設並びに再生医療・細胞治療等製品の開発

当社の連結子会社であるディナベックは、研究開発を通じて、免疫細胞治療に関する様々な治療技術及び患者様から取得した樹状細胞を増幅する技術を保有しておりますが、これらの技術を用いた再生医療・細胞治療等向けの研究開発及び製造や製品開発を目的とする施設の建設を計画しています。これは自社製品の加工・製造のみならず、今般の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」および「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行を背景として、医療機関や研究機関等が再生医療・細胞治療に用いる医療用細胞の加工・培養・保存等を受託するサービスを提供する施設を想定しています。また当社が独自に権利を有する再生医療等製品の研究開発・製品開発を行います。これらに向こう5ヶ年で約3,050百万円の支出を想定しており、今回調達する資金のうち2,700百万円をこれに充当する予定であります。

・遺伝子医薬品等の臨床試験推進

遺伝子治療において、遺伝子医薬品等の臨床試験を推進します。虚血肢治療製剤について既に非臨床試験段階で有意な結果が得られており、これをもとにして当社グループの海外ネットワークを活用した国際共同開発を進めます。さらにはエイズ予防ワクチンについて、このほど終了した第Ⅲ相臨床試験の結果を受けて、次ステップの開発を進めていくために現時点で向こう5ヶ年では約1,450百万円の支出を想定しておりますが、今回調達する資金のうち1,330百万円を充当する予定であります。

・事業推進人材の確保

当社グループは、M&Aを通じ事業ポートフォリオの見直しを行っており、経営資源を新薬の開発支援事業であるSMO事業に集中させつつ、新たにCRO事業分野の拡大を図っております。国内における既存体制を軸に事業領域の拡大を進めつつ、新たな取り組みとして、アジア・オセアニア地域における海外企業との提携を基に事業活動を海外へも展開し、臨床研究及び臨床試験の促進ならびにグローバル標準化への対応を強化しております。さらには企業買収を通じて先端医療事業へも参入しております。

そうした中、当社グループの事業を推進していく上で貴重な財産である人材につままして、その確保及び育成を強化することを目的として、今回調達する資金のうち100百万円を充当する予定であります。具体的には、SMO事業並びにCRO事業分野において海外展開を推進する人材や先端医療事業において遺伝子工学・分子生物学等分野の高度な研究開発を推進しうる人材並びに全事業を通じて事業開発を推進する人材などを想定しております。

・ M & A 資金

当社グループは、これまで SMO 事業における M & A を積極的に展開しており、今後も SMO 事業会社のプロジェクト、プロセス、リソースを統一しマネジメントすることで規模の拡大を図ってまいります。SMO 業界では各地域の臨床試験施設に密着した小規模の SMO 企業が多く存在します。当社グループは各地域において顧客のその時々ニーズに合わせた臨床試験施設の確保を短期間に実現するために、各地域で臨床試験施設に対して優良なサービスを提供する企業をこれまでも数千円から数億円規模で買収してまいりました。現時点で特定の案件を検討しておりませんが、スピード感を持った案件取組みが必須であること、また M & A 案件が成約するタイミングが不確実であることを鑑み、資金が必要な時に支払いが出来ないという機会損失発生リスクを避けるため、今回の資金調達にて先行して資金を確保する必要があると判断し、今回の調達する資金のうち上述の通り過去実績を踏まえまして複数企業の買収を想定して500百万円を充当する予定であります。なお、M & A に資金を充当しなかった場合には、上記 ⅰ.再生医療・細胞治療等向け研究開発・製造施設の建設並びに製品開発資金に約350百万円、ⅱ.遺伝子医薬品等の臨床試験推進に約120百万円、iPS細胞等作製のためのGMPベクター製造設備の建設に約30百万円を充当いたします。

また、資金調達額の減額となった場合には、前述のⅰ.本社債償還資金、ⅱ.再生医療・細胞治療等向け研究開発・製造施設の建設並びに製品開発資金、ⅲ.遺伝子医薬品等の臨床試験推進、ⅳ.事業推進人材の確保、ⅴ.M & A 資金の順番にて資金の充当を優先する予定であります

資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「ⅲ.調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の今後の収益の向上に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(5,082,000,000円)につきましては、本新株予約権の行使価額が修正された場合、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、資金使途に係る資金調達を別途検討することにより対応する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、第三者割当による本新株予約権の発行の他、平成27年1月14日付取締役会にて、第1回無担保社債の発行を下記の通り、決議いたしております。

1 発行の概要

(本社債の概要)

1. 名称	株式会社アイロムホールディングス 第1回無担保社債
2. 社債の総額	金500,000,000円
3. 各社債の金額	金12,500,000円
4. 払込期日	平成27年2月2日
5. 償還期日	平成29年1月30日
6. 利率	年3.0%
7. 発行価額	額面100円につき金100円
8. 償還価額	額面100円につき金100円
9. 償還方法	満期一括償還

但し、本社債権者は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを、当社に対して請求することが可能です。そのため、マッコーリー・バンク・リミテッドが本新株予約権を行使すると同時に、社債未償還額が残存する限り、その償還には新株予約権行使代金を優先して充当いたします。また当社からも、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを請求することができます。

10. 利払方法	年4回
11. 総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

2 発行の理由

当社は本新株予約権の発行と同時に、割当予定先に対して、(i) 本社債発行日又はそれ以前に(ただし、本社債発行日(同日は除く。) に先立つ10営業日以内でなければならない。) 本新株予約権の目的である株式の総数に本新株予約権の下限行使価額の125%を乗じた金額が500,000,000円を超えること、() 当社株式の東京証券取引所の普通取引における終値が本社債発行日直前の10取引日連続で本新株予約権の下限行使価額の125%(1,815円) を上回っていること、() 本社債発行日直前の10連続取引日の間の本株式の東証での普通取引の日次売買代金の平均が1日当たり500,000,000円を上回っていること() 本新株予約権に関して、本新株予約権発行要項又は本新株予約権買取契約に定められる以外の本買取人の行使を制限する事由が何ら存在しないこと等の一定の前提条件の充足を条件として、上記1 発行の概要に記載の内容にて総額5億円の当社債を発行することを決議しております。本新株予約権は、将来の当社の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があるため、当社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となることから、本新株予約権の発行と同時に決議をいたしました。なお、当社債で調達した資金は、資金用途の一部に充当することを予定しております。

また、当社と本社債の社債権者との間で締結される予定の社債買取契約(以下「社債買取契約」といいます。) において、本社債権者は、5営業日前の通知により、本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされています。また、当社についても、本社債発行日以降に、本社債権者に対し、遅くとも5営業日前までの通知をもって、通知に定められている期日前償還日に全部又は一部の当社債の額面に直前の利息支払日(同日を含みません。) から当該償還日までに発生する利息を加算した金額を期日前に償還することを請求することができるかとされています。

当社は、本新株予約権が行使された場合には、社債未償還額が残存する限り、本新株予約権の行使金額は本社債の償還資金として使用いたします。また、本社債未償還額が残存し、本新株予約権の行使が進まずに本社債の期日前償還を求められた場合には、手元資金によって償還する可能性があります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
	本店の所在地	Level 6,50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	会長 H.K. マッキャン (H.K. McCann) CEO G.C. ワード (G.C. Ward)
	資本金	A\$8,157 million (平成26年3月31日現在)
	事業の内容	商業銀行
	主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

上記資金調達のために記載の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

経営基盤の安定及び業務拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案致しますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。

その中で、投資会社より割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの紹介を受け、当社の資金調達及び資本増強手段として、当社に本新株予約権の発行を提案してまいりました。

なお、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド (Level 6,50 Martin Place, Sydney NSW2000, Australia 会長 H.K. マッキャン (H.K. McCann)) はマッコーリー・グループ・リミテッド (オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場) の完全子会社であります。当社はマッコーリー・バンク・リミテッドの担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行い、協議を重ねた結果、世界各地に拠点を構えグローバルに業務を展開しており、平成22年8月から平成26年11月までの期間において日本国内の上場会社16社に対して投資実績のある割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。資金調達に関しては、当社役員が種々の会社からご提案をいただいておりますが、割当予定先の担当者との協議を進め検討した結果、割当予定先の株式を100%所有するマッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの所有者であるマッコーリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969年の創業以来40年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M & Aアドバイザー、投資業務、資金運用などの各種金融サービスを世界28ヵ国で展開し、世界で上位50社に数えられる資金運用機関として13,600名を超える社員を有するマッコーリー・グループの持株会社としてオーストラリア証券取引所 (ASX) に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績 (平成22年8月から平成26年11月までの期間において日本国内の上場会社16社に対する投資実績) を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持ち合わせていることから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

d. 割り当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は[2,100,000]株であります。

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

なお、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を本買取契約にて規定する予定です。

具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意します。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、最近3年間の経営成績及び財政状態について平成23年(2011年)度から平成25年(2013年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料であり、平成26年3月31日現在の現金及び現金同等物はA\$10,657million(円換算額:1,014,439百万円)、参照為替レート:95.19円(平成26年3月31日時点))を確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びプルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)に公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定については、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、ス

トック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

当該第三者機関は、基準となる当社株価2,420円(平成27年1月13日の終値)、権利行使価額2,420円、ボラティリティ82.24%(平成24年12月から平成26年12月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.028%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき2,645円(1株当たり26.45円。基準となる当社株価の1.093%)との結果を得ております。

また、本新株予約権の当初行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である2,420円といたしました。また、その後の行使価額については、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である1,452円を下回ることはありません。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

- ・ 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成29年1月30日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ・ 行使価額修正条項については、割当予定先が合理的に行動することを前提とし、割当予定先が保有する新株予約権の行使を行った場合には、その都度行使価額の修正が行われると仮定しております。

- ・ 割当予定先からの取得請求について、当社株価が発動条件である 10取引日連続して当初行使価額の50%を下回った場合、10取引日間の当社株式の1取引日当たりの平均売買出来高が、平成27年1月14日に先立つ20連続取引日間の平均売買出来高の50%を下回った場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が本新株予約権を保有している場合、又は当社株式の普通取引が東京証券取引所において5営業日以上の間隔にわたって停止された場合のいずれかの条件に合致した場合、割当予定先が残存する新株予約権を当社に請求することを仮定しております。
- ・ 行使請求拒否権については、企業価値最大化の観点から代替的な資金調達が可能となる場合において行使されるものと仮定しております。
- ・ 株式購入保証については、当社が株式購入保証期間を指定するタイミングが不確定であることから仮定しておりません。
- ・ 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、当社取締役会が別途定める日(本において、以下、「取得日」といいます。)の15取引日前までに本新株予約権者に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,645円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとしており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものと仮定しております。

具体的には、代替資金調達コストは57.87%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト4.99%に当社の推定した信用コスト分52.88%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は行使価額に代替資金調達コストを加えた金額としており、本新株予約権については、3,821円としております。

これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。
- ・ 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3,936株(最近2年間の日次売買高の中央値である39,360株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記のような検討を得て、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から得た新株予約権の発行価額の公正価値の算定を参考にして、本新株予約権の公正価値(1個当たり2,645円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり2,645円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員から、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額(2,645円)と同額として決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数2,100,000株であり、議決権の数は21,000個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成27年1月14日現

在の当社普通株式の発行済株式総数10,203,665株に対し20.58%(平成27年1月14日現在の議決権総数98,561個に対し21.30%)となっております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数2,100,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は484,243株であります。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日当たりの売却数量は4,285株となり、上記1日当たりの平均出来高の0.88%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
森 豊隆	東京都港区	4,754,250	48.24%	4,754,250	39.76%
マッコリー・バンク・リミテッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	-	-	2,100,000	17.56%
森 利恵	東京都港区	825,000	8.37%	825,000	6.90%
長谷川 護	東京都中野区	194,251	1.97%	194,251	1.62%
小林 令明	東京都文京区	117,100	1.19%	117,100	0.98%
森 龍介	東京都港区	75,000	0.76%	75,000	0.63%
山路 孟	大阪府東大阪市	66,000	0.67%	66,000	0.55%
脊尾 昌壮	千葉県千葉市花見川区	57,880	0.59%	57,880	0.48%
背尾 林二郎	千葉県千葉市花見川区	56,720	0.58%	56,720	0.47%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール ディ アイエスジー(エフイー・エイシー) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2B UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	56,120	0.57%	56,120	0.47%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	49,000	0.50%	49,000	0.41%
計		6,251,321	63.42%	8,351,321	69.85%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年1月14日現在の総議決権数98,561個に、本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数21,000個を加えて算定しております。

3. 割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月14日関東財務局長に提出

事業年度第18期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年1月14日)までに、金融商品取引法金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年1月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書を平成27年1月14日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

以下「2 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第17期事業年度)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載内容から変更が生じたため、本有価証券届出書提出日(平成27年1月14日)現在における内容を記載しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日(平成27年1月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 [主要な設備の状況]

(1) 重要な設備の新設等

当社における平成27年4月以降の設備投資計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
株式会社アイ ロムホール ディングス	本店 (東京都千代 田区富士見二 丁目14番37 号)	新規事業	機械設備他	500	-	社債による調 達
			機械設備他	1,500	-	新株予約権に よる調達

(注) 金額に消費税等は含まれておりません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイロムホールディングス 本店
(東京都千代田区富士見二丁目14番37号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。